

【仕事と家庭の両立支援関係等の助成金】

両立支援等助成金	
出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)	
<p>男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>男性労働者の育児休業取得率が、上記第1種の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主に対して助成</p>	<p>①第1種 20万円 ※育児休業取得者の代替要員を確保した場合、以下の金額を加算 20万円(代替要員が3人以上の場合45万円) ※対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円を加算</p> <p>②第2種 【1年以内に30%以上上昇】60万円 【2年以内に30%以上上昇等】40万円 【3年以内に30%以上上昇等】20万円 ※①②1企業 1回まで支給</p>
介護離職防止支援コース	
<p>介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>①介護休業 【休業取得時】30万円 【職場復帰時】30万円</p> <p>②介護両立支援制度 30万円 ※①【職場復帰時】の対象事業主が介護休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)または代替する労働者への手当支給等を行った場合、以下の金額を加算 新規雇用20万円、手当支給等5万円 ※①【休業取得時】および②の対象事業主が介護を申し出た労働者に対する個別周知および仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合、15万円を加算 ※それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対応特例 【有給休暇取得日数が5日以上10日未満】20万円 【有給休暇取得日数が10日以上】35万円 ※1企業あたり、上記2つあわせて5人まで支給</p>
育児休業等支援コース	
<p>育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>育児休業取得者の業務を他の労働者が代替するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる特別休暇制度および両立支援制度を導入し、特別休暇を取得させた事業主に対して助成</p>	<p>①育休取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円 ※1企業あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給</p> <p>③業務代替支援 ・新規雇用 50万円 ・手当支給等 10万円 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、10万円加算 ※1企業あたり、上記2つあわせて1年度10人まで支給(最初の支給から5年間に限る)</p> <p>④職場復帰後支援 【子の看護休暇制度】 ・制度導入時 30万円 ・制度利用時 取得した休暇時間数に1,000円を乗じた額 【保育サービス費用補助制度】 ・制度導入時 30万円 ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」いずれかについて、1企業あたり1回まで支給 ※制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間、「保育サービス費用補助制度」は20万円まで支給 ※①～④の対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円を加算(1企業1回まで)</p> <p>1人あたり 10万円 ※1企業あたり、10人まで支給</p>
新型コロナウイルス感染症に関する母性管理措置による休暇取得支援コース	
<p>男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について就業規則等に規定するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成</p>	<p>【対象となる労働者】 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)</p> <p>【支給額】 対象労働者1人あたり20万円(1事業所あたり5人まで)</p> <p>【対象期間等】 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで ※男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置については、休業以外に、妊娠中の女性労働者の就業が可能となるような具体的措置(例:通勤緩和、勤務時間の短縮、在宅勤務等)を整備し、全労働者に周知することが必要</p>
不妊治療両立支援コース	
<p>不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(①不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可))、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク)を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、①～⑥の休暇制度や両立支援制度のいずれかを労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>【環境整備、休暇の取得等】 1事業主あたり30万円(1回限り) ※企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知するとともに、不妊治療休暇・両立支援制度を就業規則等に規定し、不妊治療と仕事との両立のための社内のニーズの調査を行い、両立支援担当者が対象労働者と面談して策定した不妊治療両立支援プランに基づき、対象労働者に休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上取得または利用させた事業主</p> <p>【長期休暇の加算】 1事業主あたり30万円(1回限り) ※連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3か月以上継続勤務させた場合</p>

【生産性向上等を通じた最低賃金の引き上げを支援するための助成金】

業務改善助成金		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyon_ushi/shienjigyou/03.html
事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成	【助成率】 設備投資等に要した費用の3/4~9/10	【上限額】 引き上げる賃金額および引き上げる労働者数に応じて30万円~600万円 (※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)

【労働時間等の設定改善を支援するための助成金】

働き方改革推進支援助成金		
適用猶予業種等対応コース		
適用猶予業種等※への上限規制の適用に対応するため、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して助成 ※建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県に限る)	【助成率】 3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)	【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大450万円(一定要件の場合、最大480万円加算) (※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)
労働時間短縮・年休促進支援コース		
労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)	【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大250万円(一定要件の場合、最大480万円加算) (※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)
勤務間インターバル導入コース		
勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)	【上限額】 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満 80万円 ②11時間以上 100万円 など (一定要件の場合、最大480万円加算) (※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)
労働時間適正管理推進コース		
労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 3/4(事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5)	【上限額】 100万円(一定要件の場合、最大480万円加算) (※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)
団体推進コース		
中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成	【助成率】 定額	【上限額】 500万円 都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

【雇用環境の整備関係等の助成金】

人材確保等支援助成金		
テレワークコース		
テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークを可能とする取組を行う事業主に対して助成 所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした事業主に対して助成	【機器等導入助成】 支給対象経費の30%(上限額:1企業あたり100万円、1人あたり20万円)	【目標達成助成】 支給対象経費の20%<35%>(上限額:1企業あたり100万円、1人あたり20万円)

※詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

<>は賃金要件を満たす場合の助成額です。

【お問い合わせ先】

愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
Tel 089-935-5222